

広 個 審 第 8 号

平成19年4月10日

広島市長 秋葉 忠利 様

広島市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三

本人収集原則の例外事項及び収集制限の例外事項並びに目的外提供の例外事項
に関する意見について（答申）

平成19年1月12日付け広社社第5号により、意見を求められていた標記事項について審議した結果、当審議会の意見は別紙のとおりです。

なお、これらの事項は、広島市個人情報保護条例の各条項において例外的な事項として定められているところであるため、情報の収集又は提供に当たっては、その必要性を十分に検討するとともに、慎重な運用を図ることとし、下記事項については、特に留意してください。

記

- 1 収集する個人情報の範囲は、利用する目的に必要な最小限とし、利用に際しては慎重かつ適正に取り扱うこと。この場合、社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報については、条例上「必要不可欠」である場合に限り収集が認められていることに鑑み、より慎重に取り扱うこと。
- 2 当初の利用目的以外で提供する個人情報は、内容においても相手方においても必要最小限の範囲とし、提供を受けるものに対し、適正な取扱いのための必要な措置を講じるよう指導すること。社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報については、条例上「必要不可欠」である場合に限り収集が認められていることに鑑み、目的外提供する場合においても、より慎重に取り扱うこと。
- 3 個人情報の収集・提供に当たって、本人の同意を得る場合においても、利用する目的や利用する個人情報の範囲等について十分に説明した上で、同意を得ること。
- 4 本件に係る個人情報は、その性質上、漏えい等があった場合には、重大な権利利益の侵害が起り得る可能性があるため、個人情報の管理に当たっては、漏えい等の防止に実効性のある手段を講じ、職員等の個人情報保護に対する意識を高めるなど、万全を期すること。

○ 目的外利用・提供の制限の例外事項

《条例第8条第1項第7号に基づき個人情報を目的外に利用・提供する場合》

類	型	目的外利用・提供を認める理由又は必要性
<p>市が災害時要援護者の避難支援に向けた取組みを優先的に行う地域以外の地域において、広島市民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）が自主的に行う要援護者の避難支援に向けた取組みのため、市が保有する要援護者の氏名、住所、対象者となり得る要件等の個人情報を民児協に提供する場合</p>	<p>○ 民児協が行う要援護者の避難支援に向けた取組みは、非常勤の特別職の地方公務員の身分を持つ民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）で構成された同会が、市民の生命、健康等を保護するために行う取組みであり、要援護者の避難支援に向けた市の取組みと補完的關係にあることから、市としても協力する必要があるため</p>	

○ 本人収集原則の例外事項

《条例第5条第4項第6号に基づき本人以外から個人情報を収集する場合》

類	型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>災害時要援護者リストを作成するため、要援護者となり得る者の氏名、住所、世帯の状況等の個人情報を本人の同意を得ずに民生委員から収集する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者の避難支援は、市民の生命、健康等を保護する取組みであり、平常時から要援護者に関する情報を収集及び整理し、緊急時に活用できる状態にしておく必要があるため ○ 市が保有している情報以外にも要援護者となり得る者が存在する可能性があり、こうした者に対しても避難支援の取組みを行う必要があるため ○ 上記の理由から、日頃から住民からの相談に応じ必要な情報提供を行う等、福祉事務所の業務に協力する役割を担っている民生委員から市が保有していない要援護者となり得る者の個人情報を収集する必要があるため 	

- 収集制限（思想、信条等及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報）の例外事項

《条例第5条第6項第2号に基づき収集が制限される個人情報を収集する場合》

類	型	収集する理由又は必要性
避難支援プランを作成するため、要援護者となり得る者の障害の程度や要介護度、病名等の個人情報を民生委員から収集する場合		<ul style="list-style-type: none"> ○ 要援護者の対象となるかどうかの判断に必要であるため ○ 要援護者一人ひとりの心身の状況に応じた個別具体的確な避難支援プランを作成し、そのプランに基づいた避難支援を行なうため ○ また、要援護者に関する情報を本人の同意を得た上であらかじめ収集・整理し、緊急時に避難支援に活用する取組みは、明らかに要援護者本人の利益になるため